

## 1号認定児に係わる気象警報発令時及び災害時の措置について

こども園では、教育委員会の通達による『警報発令時の保育措置についての定め』に基づき、災害時も合わせて、次のような対応をとっていますのでご承知下さい。

### ●波浪・高潮警報を除く警報発令時及び災害時の対応について

- ① 午前7時現在、「京丹後市」に警報が発令されている場合は、自宅待機とします。  
\*園からは連絡をしませんので、各家庭でご確認ください。
- ② 午前7時を過ぎ、午前8時30分までに警報が発令された場合も、自宅待機とします。  
\*園からは連絡をしませんので、各家庭でご確認ください。
- ③ 午前10時30分に警報が継続する場合は、休園とします。  
\*園から連絡網を回します。
- ④ 午前8時30分～午前10時30分までに警報が解除された場合は、教育・保育実施の有無をお知らせします。  
\*園から連絡網を回します。
- ⑤ 登園後、台風、暴風雨などにより災害が発生したり、危険があると判断されたりする場合は、教育委員会、子ども未来課の指示を受けて自宅待機や休園となります。  
\*園から連絡網を回します。

\*預かり保育児についても同様の扱いとなりますが、仕事等の都合上、保育を希望される場合は必ず園へご連絡ください。

\*その他、分からないことがありましたら園までご連絡ください。